

開東社会保険ニュース

No. 5 4

平成14年11月

雇用保険の失業認定が変わりました 退職して基本手当を受けるときには 求職活動の内容を申告書に具体的に記載することが必要です

< 雇用保険の基本手当 >

雇用保険の一般被保険者の方が離職された場合、ハローワークに求職の申込をしていただき、受給資格が決定された方については、失業の認定を行った上で雇用保険の基本手当が支給されます。

失業とは、離職した方が「就職しようという意思」と「いつでも就職できる能力」があるにもかかわらず職業に就けず、積極的に求職活動を行っている状態にあることをいいます。

< 基本手当の支給 >

基本手当の支給を受けるためには、原則として4週間に1回ハローワークへ行き、失業の認定を受けなければなりません。

失業の認定を受けるために提出するのが「失業認定申告書」ですが、この様式が9月20日から改定されています。



< 改定のポイント >

雇用保険制度の趣旨に基き、求職活動状況を具体的に確認するために必要な改正がなされ、基本手当を受給するためには、「求職活動の実績」が必要になりました。

これまでのように新聞・雑誌・インターネット等の求人情報の閲覧や、知人への就職先紹介依頼、単なる職業紹介機関への登録等だけでは積極的な求職活動とはみなされず、基本手当の受給ができなくなりました。

基本手当の支給を受けるためには、失業の認定を受けようとする期間中に、原則として2回以上の求職活動実績が必要になります。

また、自己都合などで退職された場合、離職理由によっては待機期間満了後、3ヶ月間は支給制限により基本手当が支給されませんが、この期間とその直後の認定対象期間を合わせた期間については、原則として3回以上の求職活動の実績が必要になります。

ここでいう求職活動の範囲（主なもの）は次のとおりです。

求人への応募（事業所に電話あるいは履歴書を郵送する必要があります。）

ハローワークが行う職業相談、職業紹介等を受けたこと、各種講習・セミナーの受講など

許可・届出のある民間機関（民間職業紹介機関、労働者派遣機関）が行う職業相談、職業紹介等を受けたこと、求職活動方法を指導するセミナー等の受講など

公的機関等（雇用・能力開発機構、高齢者雇用開発協会、地方自治体、求人情報提供会社、新聞社等）が実施する職業相談等を受けたこと、各種講習・セミナー・個別相談ができる企業説明会等の受講、参加など

再就職に資する各種国家試験、検定等の資格試験の受験

失業認定申告書には、事業所名・部署名・電話番号・応募日・応募方法・職種などを具体的に記入します。

就職や就労をした日は求職活動を行ったものとみなされ、また公共職業訓練等の受講期間中や採否通知を待っている間など上記の求職活動実績を必要としない場合があります。

求職活動実績については失業認定申告書に記載された受給資格者の自己申告に基いて判断することを原則とし、求職活動に利用した機関や応募先事業所の証明等（確認印）は求めないとされています。

各安定所ごとにサンプリング率を設定し、利用した機関や応募先の事業所に問合せを行うことにより、記載された求職活動実績の確認が行われることになっています。

ホームページ <http://www.kaito-sr.com> メールアドレス kaitosr@po.cnet-ta.ne.jp

〒160-0023 新宿区西新宿 7-2-6 西新宿 K-1 ビル 8 階

ご質問・ご相談は **開東社会保険労務事務所**

TEL 03-3369-7411/8411 FAX 03-3369-2711